

仙台市社会教育委員の会議について

社会教育委員は、社会教育法第15条に「都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。」と規定されており、これに基づき『仙台市社会教育委員の設置に関する条例』及び『仙台市社会教育委員会議規則』を制定し、社会教育委員を委嘱しています。

(1) 社会教育委員の構成

社会教育委員は、

- ① 学校教育関係者
- ② 社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者
- ③ 学識経験者

の中から教育委員会が委嘱することとなっています。

(2) 社会教育委員の職務

社会教育委員の主な職務としては、

- ① 社会教育に関する諸計画を立案すること
- ② 定時又は臨時に会議を開き(社会教育委員の会議)、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること
- ③ これらの職務を行うために必要な研究調査を行うこと

が挙げられます。また社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関して意見をのべることや、市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対して、助言と指導を与えることができることとなっております。

(3) 仙台市社会教育委員の会議の活動について

仙台市社会教育委員は、定数17名のところ14名の委嘱となっており、委員の任期は2年で、今期任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までとなっております。

会議は定例会(年6回)の他、必要に応じて臨時会を開催することもあります。

これまでの会議では、委員が自主的に決定したテーマについて本市教育委員会に対して提言を行う場合と、教育委員会からの諮問に応じて答申を行う場合とがありました。

(4) これまでの答申および提言書のテーマについて

- ・令和3年「すべての市民の学びに向けた生涯学習施策について」(答申)
- ・令和元年「『学びの拠点』としての博物館をめざして」(提言)
- ・平成29年「高齢者の学びと社会参加」(提言)
- ・平成27年「学校と社会教育施設との連携について」(提言)
- ・平成25年「仙台市の生涯学習事業の総合的な推進のあり方について」(答申)
- ・平成23年「社会教育職員に求められる力量とその育成のあり方について」(報告)
- ・平成21年「社会教育施設における学習支援のあり方」(提言)
- ・平成19年「地域コミュニティの再構築に果たす社会教育の役割
ー市民センターを中心に」(提言)
- ・平成17年「学校・家庭・地域における新しいつながりをもとめて
ー地域教育の創造的発展のためにー」(提言)
- ・平成15年「現代の青年の意識と成人式のあり方について」(提言)
- ・平成13年「仙台市における生涯学習施策の展開のために」(提言)
- ・平成11年「子どもとともに生きる」(提言)